

知らないと損する免除のあれこれ

1 年金の種類

年金は大まかに分類すると3種類に分かれます。まず、一番よく知られているのが厚生年金の被用者。簡単にいうとサラリーマンですね。会社勤めをして、お給料から厚生年金保険料と健康保険料を天引きされている人たちです。2号被保険者と言います。これには共済年金の被用者、つまり公務員や公立学校に勤務する教師等も含まれます。保険料に若干の違いがありますが、給料から天引きされるという意味においてほぼ同じ仕組みです。

そして、この2号被保険者に扶養されている配偶者を3号被保険者と言います。いわゆる主婦年金と言われているものですね。夫がサラリーマンで妻が専業主婦という一般的なスタイルです。ただ、昨今この形態はだいぶ変化してしまっていて、妻がフルタイムで働きに出て、夫が家事・育児全般をこなすというモデルも多く見られるようになってきました。この場合、夫が扶養されているということなので、逆3号などと呼んだりします。ただ、夫が妻に扶養されるなんて敬遠するケースが多く、申請数としてはまだまだ少数のようです。実は、この敬遠しているのは夫ではなく妻のほうが圧倒的に多いというデータがあります。夫はあっけらかんとしたもので妻の扶養に入ることに抵抗はなくても、妻のほうが渋るというパターンですね。これはやはり、会社を通じて扶養の申請をするわけですから、夫を扶養にいれるということが会社に知れてしまうわけです。そうすると、「ヒモみたいな生活をしていると思われたらどうしよう、失業して働き口がなくてかわいそうなんて思われたらイヤやわ」などという想像を巡らしてしまうんでしょうね。しかし、これは男女に区別のないっきりとした制度ですから、利用すべきところは恥ずかしがらずにどんどん利用すべきだと思います。

ただし、この3号に入れるかどうかには基準が設けられています。年収が130万円未満、障害年金受給レベルの障害の状態にある場合には180万円未満であること。加えて、扶養されようとする人の収入がおおむね被保険者の年間収入の2分の1未満であることです。もしこれに該当するようであれば、堂々と会社に申請しましょう。

次に、上記以外、つまり自営業者や要件を満たせず3号にはなれない人たち、20歳以上のいわゆるフリーターの人たちが加入するのが国民年金です。1号被保険者と言います。現在の月額保険料は1万5040円です。厚生年金や共済年金の場合は、お給料によって天引きされる保険料が異なりますが、この国民年金は定額制です。つまり、年収が1000万円を超えるような人でも、年収が100万円に満たない人でも月額保険料に差はありません。ですから、将来受け取る年金額にも差はありません。20歳から60歳まで

べて国民年金期間のみで未納がなければ78万6500円です。しかし、長い人生、いろんな事情で払えない時期だってありますよね。そんな時にはどうしたらいいのでしょうか。

2 免除の申請

つい最近、国民年金の納付率が過去最低を記録したというニュースがありました。年金を専門としている社労士にとってはため息のするような結果です。払えない（もしくは払わない）理由としては、失業してしまい国民年金を支払う余裕がないというような生活に困窮している場合や、「払ったってどうせもらえないでしょ」というような特に若い世代に目立つ年金制度自体に不信感を抱いている場合、また、さらに若い世代においては「年金？なにそれ？」というような制度自体を知らない場合もあります。

年金は歳がいったからもらうものという思い込みが若年世代にはありますが、決してそうではありません。遺族年金や障害年金を請求しなければいけないというのは、明日誰にでも起こりうる出来事なんです。夫や妻、もしくは子が死亡した、または自分自身に思わぬ病気が見つかったり、突然交通事故に巻き込まれて手足が不自由になったり、こういったことは年齢に関係ありませんよね。そして、いざ、それを請求しようとした時に、年金を納めていなかったために一銭ももらえないという悲劇が起こります。年金は福祉制度ではありませんので、納めていない人間には非常に冷酷です。

でも、納めたくても納められない時だってあります。年収が1000万円もあれば簡単に支払えることでも、月に6万円しか収入がないのに、そこから1万5000円も支払わなければいけないのはどう考えたってムリがあります。そんな時のために国は免除制度というものを用意しているのです。

現在の免除制度は多段階免除制度といって、申請者（一人世帯ではない場合、世帯主）の前年の収入によって免除の率が違って全部で4種類あります。全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除です。しっかりした基準が設けられていますが、計算方法が複雑ですので、お近くの市区町村役場の国民年金課に出向くことをおすすめします。もちろん申請したうえで審査があるわけですが、ある程度どこの免除に該当しそうだということは教えてくれるのではないかと思います。この際、もし退職してまもない場合は、離職票の写し等（退職したことがわかるもの）を持参すれば前年の収入を0とみなしてくれますので、全額免除が通る可能性が高くなります。もちろん、60歳未満で扶養していた夫や妻がいる場合は同時に手続きがいります。ここを失念して自分の手続きだけをしてしまうと、後々面倒なことになりますので、60歳未満の扶養している配偶者がいる場合は必ず同時に1号被保険者としての手続きをしましょう。

また、このほかにも、学生納付特例というものがあります。20歳以上の学生（大学や専門学校、視覚支援学校等も含む。60歳未満であれば年齢は関係ない）であれば申請することができます。これは免除ではなくあくまで納付を猶予するという意味ですので、10年以内に支払うことが原則です。しかし、たとえ支払わな

かったとしても、その学生納付特例期間は年金を受け取るための必要期間に参入されます。ただし、金額には反映されませんので、受け取る金額が減ってしまいます。この納付を猶予する期間にはもう一つ申請方法があります。若年者納付猶予制度といいます。30歳未満で前年の収入がある一定以下の場合（配偶者がいる場合は配偶者の収入含む）、納付を猶予してもらえます。これもあくまで猶予ですので、後に支払わなければ将来受け取る年金に大きな影響がでます。

しかし、こういった免除や猶予の制度を申請していると、この間に障害を負ったり、配偶者や子を亡くすようなことに見舞われたとしても年金を受給できる可能性が非常に高くなります。今は払えないという意思表示をちゃんと示したうえで申請して認可されているわけですから、未納（ほったらかし）とは全く意味が違います。

また、障害年金2級以上の受給者は法定免除といって、申請すれば当然に全額免除が通ります。ただし、3号優先（全額免除より有利）ですので、たとえ2級以上の年金受給者であっても、2号被保険者の夫または妻の扶養に入っている場合は申請する必要はありません。

こうして、免除制度一つを見ても、知らないと損をすることはばかりです。国もパンフレットやホームページで広報していますが、なにより私たち自身がこういった情報や知識を積極的に知ろうとしないかぎり、目に飛び込んできませんよね。そして、これが何より大事ですが、知りえた情報はどんどん周りの友人に広めていきましょう。情報格差による不利益がでないよう、私たちができることは情報の共有、それにつくるのではないのでしょうか。